

一般社団法人千葉県社会福祉士会
法人後見に関する規程

規程第 16 号
平成 24 年 10 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 4 条 3 号に規定する事業（以下「本事業」という。）を実施するための基本的事項を定めることを目的とする。

(事業の主管)

第 2 条 本事業は、権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会（以下「ぱあとなあ千葉運営委員会」という。）が主管する。

(業務内容)

第 3 条 本事業は、次の業務とする。

- (1) 成年後見人・保佐人・補助人(以下「法定後見人等」という。)及び成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人(以下「法定後見監督人等」という。)の業務(以下「法定後見業務」という。)
- (2) 任意後見人及び任意後見監督人(以下「任意後見人等」という。)の業務(以下「任意後見業務」という。)
- (3) 前各号の業務に付随する業務
- (4) その他、本会が必要と認めた業務

(対象者)

第 4 条 本事業の対象者(以下「被後見人等」という。)は、成年後見制度利用者本人の状況を勘案し、本会が、法人として受任することが適当と認める者とする。

(受任の可否の決定)

第 5 条 受任の可否は、ぱあとなあ千葉運営委員会及び本会理事会(以下「理事会」という。)の議を経て、本会会長(以下「会長」という。)が決定する。

(業務執行者)

第 6 条 本事業の業務を執行するため、業務執行者をおく。

- 2 業務執行者は、社団法人日本社会福祉士会のぱあとなあに名簿登録した者とする。

(業務執行者の選任)

第 7 条 会長は、ぱあとなあ千葉運営委員会の推薦により業務執行者を選任し、業務を委任する。ただし、業務執行者は、必要に応じ複数とすることができる。

- 2 会長は、第 1 項に定める業務執行者の選任をしたときは、理事会に報告するものとする。

(業務報告)

第 8 条 業務執行者は、ぱあとなあ千葉運営委員会に対し、定期的に業務執行状況を報告するものとする。

- 2 報告の時期及び様式等は別に定める。

- 3 業務執行者は、ばあとなあ千葉運営委員会の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項について報告しなければならない。

(法人後見業務第三者委員会)

第9条 本業務の適正な執行を図るために、法人後見業務第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)をおく。

- 2 第三者委員会の構成は、法律・医療・福祉関係者、学識経験者、県民を代表する者等の中から会長が選任する。

(業務執行者の解任、辞任)

第10条 会長は、相当の理由があるときは、業務執行者を解任することができる。

- 2 業務執行者は、会長に理由を付して辞任を申し出ることができる。会長は、相当の理由があるときは、辞任を認めることができる。
- 3 会長は、前2項に規定する解任、辞任があるときは、理事会に報告するものとする。

(業務に要する費用及び報酬等)

第11条 第3条に定める業務を実施するにあたって、本会、ばあとなあ千葉運営委員会及び業務執行者が業務に要した費用及び報酬、並びに外部団体等に委託した場合の取り扱いについては、別に定める。

(判断能力の判定)

第12条 任意後見契約者の判断能力の判定は、ばあとなあ千葉運営委員会が行う。

(個人情報保護)

第13条 本会は、本業務に関わる個人情報(以下「個人情報」という。)の保護について、細心の注意義務を負うものとする。

- 2 業務執行者は、第3条の業務の実施により知りえた個人情報について、第三者に漏洩してはならない。業務執行者でなくなった場合においても同様とする。
- 3 本会は、被後見人等及びその関係者の同意なしに個人情報を公開してはならない。

(倫理綱領の遵守)

第14条 本会は、第3条に定める業務を執行するにあたって、社団法人日本社会福祉士会倫理綱領を遵守し、誠実に行うものとする。

(苦情申立)

第15条 被後見人等及びその関係者は、本会が行う後見業務に関し、第三者委員会に苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情申立の手続きは、別に定める。

(損害賠償)

第16条 本会は、業務の実施に関し本会の責に帰すべき事由により被後見人等に損害を与えた場合は、本会が保障する。

(補則)

第17条 この規程に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会において議決する。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。